

令和4年12月28日
千葉県信用保証協会

経営安定関連保証（SN）5号の令和5年1月1日以降の指定業種について

令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間の経営安定関連保証（SN）5号の指定業種（557業種）が告示されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 指定期間・業種について

指定期間：令和5年1月1日から令和5年3月31日まで

指定業種：中小企業庁ホームページをご参照ください。

(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

2. 認定書について

認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要とされています。事前内定の本申込についても、認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要となりますので、ご注意願います。

以 上

お問い合わせ先
企画部 経営企画課
担当：三上・内山
TEL043-221-8185